## 屋上に設ける仮設飲食店に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築物の屋上に期間を限定して営業するビヤガーデン(以下「仮設飲食店」という。)を設ける場合の出火防止及び避難の安全確保を図るため、消防用設備等又は特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)その他の指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防用設備等の設置)

- 第2 仮設飲食店を設ける屋上を階とみなし、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第 10条に規定する消火器を、次の場所に設置するものとする。
- (1) 仮設飲食店に使用する部分
- (2) 火を使用する設備のある場所
- (3) 3平方メートル以上の面積を有する舞台部等(準不燃材料で造られた舞台部を除く。)
- 2 警報設備は、次により設置するものとする。
- (1) 仮設飲食店全域に警報を発することができる非常警報器具(携帯用拡声器、手動式サイレン等)又は拡声装置を設置すること。
- (2) 防火対象物の防災センター等と相互連絡のできる電話、インターホン等を設置すること。
- 3 避難設備は、次により設置するものとする。
- (1) 避難器具が設置されている場合は、当該箇所に標識を設置すること。
- (2)避難口には、誘導灯若しくは誘導標識を設置すること。

(出火防止対策)

第3 仮設飲食店に屋根、壁等を設ける場合は、骨組みを不燃材料とし仕上げを難燃材料と するものとする。

(防火管理及び避難管理)

- 第4 仮設飲食店の収容人員が30人以上となる場合は、防火管理者を選任し、当該屋上に 関する消防計画を作成するものとする。ただし、当該防火管理者が仮設飲食店以外の部分 の防火管理者と同一の場合は、仮設飲食店の責任者を定め、管理の徹底を図るものとする。
- 2 避難階に通ずる2以上の避難経路を確保するものとする。
- 3 テーブル、椅子、売店等の配置は、当該屋上に通ずる避難階段を有効に使用できる配置とするものとする。
- 4 豊田市火災予防条例(昭和48年条例第51号)第49条の規定に準じた避難通路及び 屋上広場とするものとする。
- 5 仮設飲食店を設けようとする者は、当該防火対象物の管理について権原を有する者と避 難の計画について協議するものとする。

(仮設飲食店開設の届出)

- 第5 仮設飲食店を設ける場合は、開設する7日前までに仮設飲食店開設届(様式第1号) により消防長に届け出るものとする。
- 2 届出書には、避難経路、避難施設、火気使用場所、消防用設備等を記載した平面図を添付するものとする。この場合において、テント、舞台等の工作物を設ける場合は、必要に 応じて立面図を添付するものとする。

附則

この基準は、平成3年5月7日から施行する。

附則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の屋上に設ける仮設飲食店に関する指導基準の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の屋上に設ける仮設飲食店に関する指導基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合においては、押印することを要しない。

## 仮設飲食店開設届

年 月 日

豊田市消防長 様

届出者 住 所

氏 名

電話( ) -

次のとおり、屋上における仮設飲食店を開設しますので、届け出ます。

防火対象物	所在地												
	名	称					業	態			階	数	
開設場所	名	称				面	積		m²	舞	台	箇所	
	客	席				従業	美員			合	計		
	収容				名	の			名	П	н	名	
	火	気			使用火気								
	使用	個所				i所	の利	重類					
	主要通路の状況												
	消防設備の概要												
開設期間	年 月 年 月			日から		営業時間		吐み、と			nt + ~		
				日から		白	未时间			時から			時まで
防火管理者						現場責任者							
氏 名						氏 名							
避難の計画について協議し、同意しました。													
						年			月	日			
防火対象物の防火管理者 氏 名													
※ 受 付													

備考 1 ※印欄には、記入しないでください。

2 開設場所付近の見取図を1部添付してください。